

## 特許出願から登録

### □概 要

特許を出願するには、出願人や発明者を記載した「願書」、発明の内容と権利の範囲を特定した「明細書」、発明全体を簡潔に纏めた「要約書」、発明の内容理解に役立つ「図面」（発明の内容によっては不要の場合もある）等を特許庁に提出します。

特許庁に特許出願をすると特許法で定めた形式的な要件を備えているかどうかの審査がなされ、出願書類に不備がある場合は手続補正指令書が出願人に送付され、出願人は同指令書で指定された期間内（通常は30日以内）に補正書を提出して不備を訂正しますが、期間内に提出しない場合は出願しなかったものとみなされます。

### □審査請求

出願人は、出願から3年以内に特許庁に審査請求を行う必要がありますが、3年以内に審査請求をしなかった場合は出願を取り下げたものとみなされます。審査請求がされると、特許庁は特許を受けることが出来る条件を満たしているか否かの審査をします。条件を満たしていない場合は、拒絶理由の通知が出願人になされますので、指定期間内（国内居住者60日以内、在外者3ヶ月以内）に意見書を提出します。

拒絶理由がなければ特許査定され、特許査定された謄本が特許出願人に送達された日から30日以内に所定の特許料を納付すると、特許権の設定登録がなされ特許広報に掲載されます。

なお、出願した内容と同様の技術を重複して研究していたり、重複して出願するような弊害を防止するため、出願から一年半を経過すると出願内容が公開特許広報に掲載されます。

## □ 特許取得費用

特許を取得するまでには、特許出願料、審査請求料、特許料等それぞれの段階に応じた金額を特許庁に納付する必要がありますが、大学の研究者や大学等が職務発明として出願したものについては、産業技術力強化法第16条に基づき、審査請求料及び特許料1～3年分が半額に軽減されます。

## □ 特許取得までのフロー図

